

総務教育常任委員会資料

(令和8年6月9日)

# 陳情8年総務第9号

(インターネット公開版)

鳥取県議会

## 陳 情 文 書 表

令和8年6月定例会

## 陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-9 ( R8.5.25 )	総 務	国旗損壊罪の新設に反対する意見書の提出について	
<b>▶陳情事項</b> 鳥取県議会から国に対して、国旗損壊罪の新設に反対する意見書を提出すること。			

## ▶陳情理由

今、にわかに「国旗損壊罪」の新設をめぐる動きが加速している。自民党は5月22日、日本国旗を損壊する行為を罰する法案の策定に向けたプロジェクトチームの会合で、法案の骨子案について大筋で了承した。骨子案では、国旗を「自ら公然と損壊、除去、汚損する行為」を処罰対象と規定。自ら損壊している状況をライブや録画配信する行為も対象とする見通し。損壊すると罰せられる「国旗」は布や紙などで作られ掲げられる物と位置付けた。

日本の現行刑法には、外国の国旗に係る破壊や汚損についての処罰規定はあるものの、日本の国旗については規定がない。本改正と同様の改正案は、過去に国会に提出されているが、廃案になっている。

しかし、本改正は、以下に論ずるとおり、重大な問題がある。

刑法第92条には「外国国章損壊罪」が定められている。その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で「その国（外国）の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損」することである。

これらの行為は、「外国の威信、尊厳、表徴の効用を滅失または減少せしめる」とした上で、本条の保護法益は、日本と外国の間の円滑な国交の保持にあるとされる。これを受けて、外国の国旗の損壊には罰則があるのだから、自国のものについても規制するべきとの議論があるが、自らの国の国旗が、仮に毀損、破壊、汚損されたからといって、それが外交問題に発展する事は考えがたく、外国の国章損壊と、自国のそれを同列に論じることはできない。

一方、日本国憲法第21条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」として、表現の自由を定める。自らが、国家によって不利益を受けている場合、それに対する批判の手法として、人々が、その象徴である国旗に批判の矛先を向け、自身の意思を表現することは、論理上あり得る。

もちろん、他人の保有する国旗を汚損などしてはならないのであるが、そもそも日本では、所有権絶対の原則がある。民法第206条には、所有者が、自らの財産について、それを自由に使用、収益及び処分をする権利を有していることが明文に規定されている。本改正は、このように、自らの所有する国旗についても適用が及び、財産権への不当な制約になることは明らかである。

また、国旗に対する破壊や汚損が、国旗や国家への不敬に当たる、その名誉を害するとして処罰するとなれば、日本国憲法第19条に規定する思想・良心の自由に抵触するおそれもある。さらに、国旗の損壊行為が他人の「国旗・国を愛する心」を傷つけるから、それを防止するためなど

とすれば、そのような、被害の立証が難しい内心について、それを保護法益とすることも、妥当ではない。

ところで、アメリカの重要判例として、テキサス州対ジョンソン裁判がある。すなわち、1989年6月21日、米国最高裁が、米国国旗を燃やす行為について、合衆国憲法修正第1条の「言論の自由」として保障されると判断したものである。

罰則をもって無理やり国に敬意を示せ、国旗が金科玉条であるというのではなく、そもそも、そのようなことをせずとも、国家に自ら誇りを持つような、そういった社会の構築こそが先決である。

上述のとおり、国旗の破壊・損壊への処罰規定の新設について、議会として反対する意見書の提出をお願いしたく、陳情するもの。

**▶提出者**

倉吉市 個人

## 現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

総務部（総務課）

## 【現 状】

- ・現行の日本の刑法第92条には、外国に対する侮辱目的でその国旗を傷つける行為を処罰する「外国国章損壊罪」が存在するが、自国の国旗（日章旗）を損壊・侮辱する行為を直接処罰する規定はない。
- ・2012年には、国旗の破損・破壊等に対する処罰規定を定めた刑法改正案が議員立法で衆議院に提出されたが、解散に伴い廃案となるなど、これまでも国において処罰規定の新設の動きはあったが、法制定には至っていない。
- ・現在、自由民主党や日本維新の会などを中心に、日本の国旗（日章旗）を損壊・汚損する行為を処罰する「国旗損壊罪（日本国国章損壊罪）」の法制化に向けた動きが活発化している。
- ・法律の制定に向けては、国旗尊重のあり方や法的整合性、憲法が保障する表現の自由への影響など、様々な論点があり、国会において議論が深められていくものと考えている。

## （参考法令）刑法（抜粋）

第92条 外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起することができない。